

市会改革推進委員会における直接傍聴の試行実施について（案）

1 実施日時

第21回市会改革推進委員会（平成25年1月18日（金）午前10時開会）

2 実施場所

市会第5会議室

3 実施根拠

市会改革推進委員会要綱第12条

市会改革推進委員会要綱（抄）

（傍聴の取扱い）

第12条 委員会は、議員のほか、委員会において許可した者が傍聴することができる。

4 実施方法

(1) 傍聴席の数

傍聴席は、10席とする。

(2) 傍聴席の区分

- 傍聴席は、一般席9席、車いす・盲導犬等傍聴席1席とする。ただし、車いす・盲導犬等を利用する傍聴人がいない場合、車いす・盲導犬等傍聴席を一般席とすることができる。
- 特別席は設けないこととする。
- 市政記者等の傍聴は、従来どおり認めることとし、今回設置する傍聴席10席の中に記者席は含まないものとする。

(3) 傍聴席の配置

- 傍聴席は、委員の安全や、円滑な委員会の進行の確保の観点から、委員会室の出入口付近に配置し、傍聴席の近くに誘導係を配置する。
- 傍聴席の配置に当たっては、傍聴人がモニターに映らないよう配慮する。

(4) 傍聴人への対応

- 市会受付にて、開会1時間前から先着順に傍聴券を交付する。
- 傍聴券の交付と併せて、傍聴人への注意事項（※）を配布する。
- 傍聴希望者が定員を超えた場合は、モニター視聴室を案内する。
- 委員会室への入室は、開会の10分前からとする。
- 誘導係は、傍聴人の入室に当たり、傍聴券の提示を求めたうえで、傍聴席を案内する。
- 委員会資料は、閲覧用としてあらかじめ傍聴席に配布する。

- 手話通訳は実施しないこととする。
- 傍聴人は、委員会室から退出する際、傍聴券を誘導係に返還する。
- 委員会の途中で傍聴券の返還を受けた場合は、返還を受けた傍聴席の枚数を超えない範囲で、傍聴券を追加して交付することができる。
- 委員長は、傍聴人が、傍聴人への注意事項に違反したときは、違反行為を制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

(※) 傍聴人への注意事項

委員会を傍聴される皆様へ

- 次の事項にあたる方は、会議室に入ることができません。
 - 1 棒、プラカード、つえ(疾病その他正当な理由がある場合を除く。)等人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
 - 2 拡声器、鉢巻、腕章、たすき、ゼッケン、垂れ幕、のぼり、張り紙、ビラその他会議の進行を妨害するおそれのある物を着用し、又は携帯している者
 - 3 酒気を帯びている者
 - 4 その他会議の進行を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者
- 委員会を傍聴される方は、次の事項をお守りください。
 - 1 会議の進行の妨げになる行為をしないこと(拍手、発声、起立等を含む)。
 - 2 他の傍聴者の迷惑になる行為をしないこと。
 - 3 携帯電話その他音の発生する機器の電源を切ること。
 - 4 飲食(ガム、あめ、ペットボトル飲料等を含む)又は喫煙をしないこと。
 - 5 録音又は撮影をしないこと(委員長の許可を得ている場合を除く)。
- 委員会を傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
- 委員会中は、静かに傍聴してください。
- 休憩時(12:00頃～13:00頃、15:00頃～15:20頃)は、退出していただきます。
- 傍聴を終了し、委員会室から退出する際は、係員に傍聴券を返却してください。